

長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱 第1条～第13条 略</p>	<p>○長崎県障害福祉関係社会福祉施設整備費補助金実施要綱 第1条～第13条 略</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>2 この要綱は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>3 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>4 この要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>5 この要綱は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>6 この要綱は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>7 この要綱は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>8 この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>9 この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>10 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>11 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>12 この要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>13 この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>14 この要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>15 この要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>16 この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>17 この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>18 この要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p><u>19 この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>2 この要綱は、平成19年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>3 この要綱は、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>4 この要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>5 この要綱は、平成22年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>6 この要綱は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>7 この要綱は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>8 この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>9 この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>10 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>11 この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>12 この要綱は、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>13 この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>14 この要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>15 この要綱は、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>16 この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>17 この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。</p> <p>18 この要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。</p>

改正後

改正前

別表3

## 1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	57,100,000
		21人 ~ 40人	115,100,000
		41人 ~ 60人	192,300,000
		61人 ~ 80人	270,000,000
		81人 ~ 100人	348,000,000
		101人 ~ 120人	424,900,000
		121人以上	502,900,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	46,000,000
		21人 ~ 40人	92,900,000
		41人 ~ 60人	155,400,000
		61人 ~ 80人	218,900,000
		81人 ~ 100人	281,200,000
		101人 ~ 120人	344,700,000
	121人以上	407,200,000	
就労・訓練事業等整備加算		44,100,000	
大規模生産設備等整備加算		145,100,000	
短期入所整備加算		12,000,000	
発達障害者支援センター整備加算		13,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		9,900,000	
居宅介護整備加算		6,610,000	
避難スペース整備加算		38,300,000	
療養介護	本体	利用定員 20人以下	103,900,000
		21人 ~ 40人	208,800,000
		41人 ~ 60人	347,900,000
		61人 ~ 80人	489,600,000
		81人 ~ 100人	630,000,000

別表3

## 1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	53,100,000
		21人 ~ 40人	106,900,000
		41人 ~ 60人	178,500,000
		61人 ~ 80人	250,800,000
		81人 ~ 100人	323,100,000
		101人 ~ 120人	394,500,000
		121人以上	467,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	42,800,000
		21人 ~ 40人	86,300,000
		41人 ~ 60人	144,300,000
		61人 ~ 80人	203,300,000
		81人 ~ 100人	261,100,000
		101人 ~ 120人	320,100,000
	121人以上	378,100,000	
就労・訓練事業等整備加算		40,900,000	
大規模生産設備等整備加算		134,700,000	
短期入所整備加算		11,100,000	
発達障害者支援センター整備加算		12,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		9,220,000	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		6,140,000	
避難スペース整備加算		35,600,000	
療養介護	本体	利用定員 20人以下	96,500,000
		21人 ~ 40人	193,800,000
		41人 ~ 60人	323,100,000
		61人 ~ 80人	454,700,000
		81人 ~ 100人	585,000,000

改正後				改正前					
			101人～120人	<u>770,300,000</u>			101人～120人	<u>715,200,000</u>	
			121人以上	<u>910,700,000</u>			121人以上	<u>845,600,000</u>	
		就労・訓練事業等整備加算			<u>44,100,000</u>	就労・訓練事業等整備加算			<u>40,900,000</u>
		大規模生産設備等整備加算			<u>145,100,000</u>	大規模生産設備等整備加算			<u>134,700,000</u>
		短期入所整備加算			<u>12,000,000</u>	短期入所整備加算			<u>11,100,000</u>
		発達障害者支援センター整備加算			<u>13,900,000</u>	発達障害者支援センター整備加算			<u>12,900,000</u>
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			<u>9,900,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 <del>障害児相談支援</del> 整備加算			<u>9,220,000</u>
		居宅介護整備加算			<u>6,610,000</u>	居宅介護、 <del>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</del> 整備加算			<u>6,140,000</u>
		避難スペース整備加算			<u>38,300,000</u>	避難スペース整備加算			<u>35,600,000</u>
共同生活援助	本体		定員4人～10人	<u>27,100,000</u>	共同生活援助	創設	定員4人～10人	<u>25,200,000</u>	
			短期入所整備加算	<u>12,000,000</u>			短期入所整備加算	<u>11,100,000</u>	
			エレベーター等設置整備加算	<u>2,150,000</u>			エレベーター等設置整備加算	<u>2,000,000</u>	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			<u>9,900,000</u>	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 <del>障害児相談支援</del> 整備加算			<u>9,220,000</u>	
	居宅介護整備加算			<u>6,610,000</u>	居宅介護、 <del>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</del> 整備加算			<u>6,140,000</u>	
避難スペース整備加算			<u>38,300,000</u>	避難スペース整備加算			<u>35,600,000</u>		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>109,126,000</u>	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>101,300,000</u>
			標準	<u>103,930,000</u>				標準	<u>96,500,000</u>
		21人～40人	都市部	<u>219,159,000</u>	21人～40人	都市部	<u>203,500,000</u>		
			標準	<u>208,722,000</u>		標準	<u>193,800,000</u>		
		41人～60人	都市部	<u>365,377,000</u>	41人～60人	都市部	<u>339,300,000</u>		
			標準	<u>347,979,000</u>		標準	<u>323,100,000</u>		
		61人～80人	都市部	<u>514,197,000</u>	61人～80人	都市部	<u>477,400,000</u>		
			標準	<u>489,712,000</u>		標準	<u>454,700,000</u>		
		81人～100人	都市部	<u>661,660,000</u>	81人～100人	都市部	<u>614,400,000</u>		
			標準	<u>630,153,000</u>		標準	<u>585,100,000</u>		
		101人～120人	都市部	<u>808,897,000</u>	101人～120人	都市部	<u>751,000,000</u>		
			標準	<u>770,377,000</u>		標準	<u>715,300,000</u>		

改正後					改正前				
		121人以上	都市部	<u>956,247,000</u>	121人以上	都市部	<u>887,800,000</u>		
			標準	<u>910,711,000</u>		標準	<u>845,600,000</u>		
		訓練事業等整備加算	都市部	<u>46,252,000</u>	<del>就労</del> 訓練事業等整備加算	都市部	<u>42,900,000</u>		
			標準	<u>44,049,000</u>		標準	<u>40,900,000</u>		
		大規模生産設備等整備加算	都市部	<u>152,325,000</u>	大規模生産設備等整備加算	都市部	<u>141,400,000</u>		
			標準	<u>145,072,000</u>		標準	<u>134,700,000</u>		
		短期入所整備加算	都市部	<u>12,552,000</u>	短期入所整備加算	都市部	<u>11,700,000</u>		
			標準	<u>11,955,000</u>		標準	<u>11,100,000</u>		
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>14,587,000</u>	発達障害者支援センター整備加算	都市部	<u>13,500,000</u>		
			標準	<u>13,893,000</u>		標準	<u>12,900,000</u>		
		障害児相談支援整備加算	都市部	<u>10,426,000</u>	<del>就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算</del>	都市部	<u>9,670,000</u>		
			標準	<u>9,930,000</u>		標準	<u>9,220,000</u>		
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	<u>6,943,000</u>	<del>居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</del>	都市部	<u>6,440,000</u>		
			標準	<u>6,613,000</u>		標準	<u>6,140,000</u>		
		小規模グループケア整備加算	都市部	<u>22,390,000</u>	小規模グループケア整備加算	都市部	<u>20,700,000</u>		
			標準	<u>21,324,000</u>		標準	<u>19,800,000</u>		
		避難スペース整備加算	都市部	<u>40,258,000</u>	避難スペース整備加算	都市部	<u>37,300,000</u>		
			標準	<u>38,341,000</u>		標準	<u>35,600,000</u>		
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>60,048,000</u>	福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	<u>55,700,000</u>
			標準	<u>57,189,000</u>				標準	<u>53,100,000</u>
		21人～40人	都市部	<u>120,888,000</u>	21人～40人	都市部	<u>112,200,000</u>		
			標準	<u>115,131,000</u>		標準	<u>106,900,000</u>		
		41人～60人	都市部	<u>201,856,000</u>	41人～60人	都市部	<u>187,500,000</u>		
			標準	<u>192,244,000</u>		標準	<u>178,500,000</u>		
		61人～80人	都市部	<u>283,617,000</u>	61人～80人	都市部	<u>263,300,000</u>		
			標準	<u>270,111,000</u>		標準	<u>250,800,000</u>		
		81人～100人	都市部	<u>365,377,000</u>	81人～100人	都市部	<u>339,300,000</u>		
			標準	<u>347,979,000</u>		標準	<u>323,100,000</u>		
		101人～120人	都市部	<u>446,121,000</u>	101人～120人	都市部	<u>414,300,000</u>		
			標準	<u>424,876,000</u>		標準	<u>394,500,000</u>		
		121人以上	都市部	<u>528,106,000</u>	121人以上	都市部	<u>490,300,000</u>		
			標準	<u>502,959,000</u>		標準	<u>467,000,000</u>		

改正後				改正前			
	訓練事業等整備加算	都市部	46,252,000	<del>就労</del> 訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000	
		標準	44,049,000		標準	40,900,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	152,325,000	大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000	
		標準	145,072,000		標準	134,700,000	
	短期入所整備加算	都市部	12,552,000	短期入所整備加算	都市部	11,700,000	
		標準	11,955,000		標準	11,100,000	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,587,000	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,500,000	
		標準	13,893,000		標準	12,900,000	
	障害児相談支援整備加算	都市部	10,426,000	<del>就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算</del>	都市部	9,670,000	
		標準	9,930,000		標準	9,220,000	
	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,943,000	<del>居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</del>	都市部	6,440,000	
		標準	6,613,000		標準	6,140,000	
	避難スペース整備加算	都市部	40,258,000	避難スペース整備加算	都市部	37,300,000	
		標準	38,341,000		標準	35,600,000	
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	別表1のうち児童福祉法に基づく施設	都市部	30,081,000	増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	27,900,000	
	別表1のうち上記以外の施設	標準	28,648,000		標準	26,600,000	
別表1のうち上記以外の施設			28,600,000	新設			
短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)			14,500,000	短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)			13,500,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援(各事業のみ)の整備の場合)			9,900,000	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 <del>障害児相談支援整備加算</del> (各事業のみ)の整備の場合)			9,220,000
<del>障害児相談支援(各事業のみ)の整備の場合)</del>	都市部	10,426,000	新設				
	標準	9,930,000					
居宅介護(居宅介護のみ)の整備の場合)			6,610,000	居宅介護、 <del>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算</del> (各事業のみ)の整備の場合)			6,140,000
<del>居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のみ)の整備の場合)</del>	都市部	6,943,000	新設				
	標準	6,613,000					
避難スペース整備(避難スペースのみ)の整備の場合)	都市部	40,258,000	新設				
	標準	38,341,000					
別表1のうち上記以外の施設			38,300,000	避難スペース整備(避難スペースのみ)の整備の場合)			35,600,000
補装具製作施設			14,500,000	補装具製作施設			13,500,000
盲導犬訓練施設			179,900,000	盲導犬訓練施設			167,100,000
点字図書館			49,400,000	点字図書館			45,900,000
聴覚障害者情報提供施設			66,600,000	聴覚障害者情報提供施設			61,900,000

改正後	改正前
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</li><li>2 都市部とは中核市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の区域をいう。標準とは都市部以外の区域をいう。</li><li>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</li></ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。</li><li>2 都市部とは中核市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項に規定する中核市をいう。)の区域をいう。標準とは都市部以外の区域をいう。</li><li>3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみ)の整備の場合)」に2分の1を乗じた額を基準額とする。</li></ol>